津軽広域水道企業団 公告第4号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 3月 6日

津軽広域水道企業団 企業長 葛 西 憲 之

記

1 競争入札に付する業務

(1) 入札方法 条件付き一般競争入札(事前審査型)

(2) 入札参加形態 単体企業

(3) 業務番号 第委29-1号

(4) 業務名称 総合浄水場清掃業務委託

(5) 業務場所 青森県黒石市大字石名坂地内

(6) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年 3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(7) 業務概要 庁舎清掃業務

1. 日常清掃及び日常巡回清掃業務 1式

2. 定期清掃業務 1式

3. 年末清掃業務 1式

4. 臨時清掃等業務 1式

(8) 支払条件 前払金 なし 部分払(毎月払) あり

(9) 予定価格 公表しない

(10) 最低制限価格 設定あり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員(役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (5) 公告日現在において、平成28・29年度津軽広域水道企業団入札参加資格者名簿に、

種目「業務委託:清掃」で登録をしていること。(以下「名簿」という。)

- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)に基づく「建築物環境衛生総合管理業」または「建築物清掃業」として青森県知事の登録を受けていること。
- (7) 下記地域に名簿登録されている本社(本店)、支社(支店)ならびに営業所等を有していること。

弘前市、黒石市、五所川原市(平成17年3月27日における市浦村の区域を除く。)、平川市(平成17年12月31日における尾上町および平賀町の区域に限る。)、青森市(平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。)、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町。

- (8) 平成18年度以降に元請として国又は地方公共団体等の発注した、日常(常駐)清掃を含む清掃業務完了実績を有する者。
- (9) 下記の用件を満たす業務責任者を配置できること。
 - ア 清掃作業監督者
 - 建築物環境衛生管理技術者(建築物衛生法第7条第1項)
 - ・ビルクリーニング技能士(職業能力開発促進法第44条第1項) いずれかの資格を有し、かつ厚生労働大臣の指定する講習である清掃作業監督 者講習(新規)または再講習を修了した者。
 - イ 当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にあること。(入札参加資格審査申請 日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係があること。)

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格申請書受付	平成29年 3月 7日(火)から	津軽事業部総務課
	平成29年 3月17日(金)正午まで	
資格審査結果の通知	平成29年 3月21日(火)予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成29年 3月22日(水)正午まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成29年 3月22日(水)午後予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与受付	平成29年 3月 7日(火)から	津軽事業部総務課
	平成29年 3月17日(金)正午まで	
質問の受付	平成29年 3月 7日(火)から	FAX
	平成29年 3月17日(金)正午まで	(電話: FAX送信連絡のみ)
質問の回答(最終)	平成29年 3月22日(水)予定	FAX
入札	平成29年 3月23日(木)	津軽事業部管理本館
	午後1時30分	3階 小会議室

※ 上記の資格申請受付、設計図書等の貸与及び質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日 を除く<u>午前9時から午後4時まで</u>(正午から午後1時までを除く。)とする。 なお、各手続き等最終受付日については、正午までの受付とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類 (様式は津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。)
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業登録を証明できる書類の写し
 - •「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」
 - •「建築物清掃業登録証明書」
 - ウ業務実績調書
 - 契約書の写し

(なお、当企業団との契約締結分においても省略せず添付すること。)

- 工 配置予定技術者調書(業務責任者)
 - 免許等証明書などの写し建築物環境衛生管理技術者(建築物衛生法第7条第1項)ビルクリーニング技能士(職業能力開発促進法第44条第1項)
 - 清掃作業監督者講習(新規)または再講習修了証で有効期限内のものの写し
 - 雇用状況の確認できる書類(健康保険証などの写し)
- オ 誓約書(本公告文に添付の様式を使用すること。)
- カ 封筒(長形3号):あて先を記入のうえ返信用82円切手を貼付したもの ※なお、添付する各種証明書類の写しについては、鮮明な複写とする。
- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課(青森県黒石市大字石名坂地内)
- (4) その他
 - ア 申請内容について意見を聴取や資料の提出を別途求めることがある。
 - イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAXおよび郵送により通知する。
 - ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、 書面(任意様式)で問い合わせすることができる。
 - エ 当該資格審査申請の受付・入札執行あるいは契約締結を、威圧あるいは強要(類似行為を含む)をもってさせようとした者は失格(無効)とするとともに法的手段をとることがあります。

なお、当企業団は、独立した地方自治法に規定する特別地方公共団体である。 よって、他地方公共団体との手続方法をもって無理強いする行為も同様に禁止する。

5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書(津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。)と引き換えで、受け取ることができる。なお、設計図書の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、FAX(任意様式)により質問書を総務課へ 提出すること。回答は、入札参加予定者全者にFAXで通知する。
- (3) 貸与した設計図書等は、入札参加者については入札会場に於いて係員の指示に従い返却すること。その他の者は入札日の前日までに返却すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

なお、資格審査の結果で有資格者認定をなされたものであっても、入札時点において前述 2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は3回限りとする。
- (3) 郵送及び電送による入札は、認めない。
- (4) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (5) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、企業長の指名停止の措置を受けた者、前述2に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

10 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部業務委託最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格未満の入札金額をもって入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

TEL0172-52-6033 FAX0172-53-2983

受 領 書

津軽広域水道企業団 企業長 殿

工事名又は業務名称

第委29-1号 総合浄水場清掃業務委託

上記工事(業務)に関わる積算図書等を受領いたしました。 なお、資料の滅失、損傷につき一切の責任を負い、入札(見積り)前までに返却します。

平成29年 3月 日

(会社名)

商号又は名称

代表者職氏名

受領者名

(受領者が代表者以外の場合)

電話 FAX

平成29年 3月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者住所

氏 名 卿

私は、平成29年 3月 6日付けで入札公告された 第委29-1号 総合浄水場清掃業務委託 の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照 会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者